

国立大学法人鹿児島大学非常勤職員就業規則の一部改正新旧対照表（抜粋）（案）

新			旧		
(略)			(略)		
別表第6（第45条第2項関係）			別表第6（第45条第2項関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
	(略)			(略)	
9	妊娠中の非常勤職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められた場合	1日を通じて1時間を超えない範囲内で承認された期間	9	妊娠中の非常勤職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められた場合	1日を通じて1時間を超えない範囲内で承認された期間
10	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する非常勤職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において子の人数にかかわらず5日の範囲内の期間			
<p>附 則</p> <p>この規則は、平成17年 月 日から施行する。</p>					